

第三章

自治体による 流入抑制措置の施行実態

第三章 自治体による流入抑制措置の施行実態

3-1 はじめに

本章では、各自治体の流入抑制措置の条例等本文に記載されている項目を抽出・集計し、アンケート調査の結果とともに考察する。

3-2 目的

自治体による流入抑制措置の施行実態を明確にすることを目的とする。

3-3 調査方法

各自治体の HP に掲載されている条例等の本文を読み、記載されている内容を把握した。その後条例等に記載されている項目の集計を行い、そこからは把握ができなかった内容やさらに深く知りたいと思った内容等についてはアンケート調査票による調査を行った。調査票は 2010 年 9 月 1 日から 3 日にかけて送付し、返信期限は 2010 年 9 月 30 日とした。

3-4 調査対象

調査対象は、流入抑制措置の 3 類型を実施している 34 自治体である(事前協議制度 22 自治体, 届出制度 5 自治体, 原則禁止 7 自治体)。条例共通項目の抽出・集計は 34 自治体全てが対象であり、アンケート調査の対象は返信のあった 26 自治体である。

3-5 共通項目について

流入抑制措置を施行している 34 自治体の条例等本文を読み、主な記載項目を抽出、その中から 3 自治体以上の条例等本文に記載されている項目を共通項目として集計した。その結果を表 3-1 に示す。また共通項目は 4 の大項目、3 の中項目、28 の小項目に分類することができた。

また小項目のうち、「事前協議内容について」及び「協議に必要な書類」の項目については、さらに 13 と 8 の項目を抽出することができた。その内容を表 3-2 に示す。

以下、本章では共通項目の「事前協議内容について」及び「協議に必要な書類」を除く 26 の小項目および事前協議内容・協議に必要な書類の小項目の中の 21 項目、合わせて 47 の共通項目の中からいくつかを取り上げ、アンケート調査の結果と合わせて流入抑制措置の施行実態を明確にしていく。

表 3-1：共通項目

条例施行について	申請の例外	県外排出事業者の責務	その他
目的	申請内容の変更	要綱・協議内容の遵守	勧告・指導
用語定義	軽微な変更	搬入・処理実績の報告	勧告内容等の公表
規則等への委任	受入(指導)基準	協議等完了以前の搬入禁止	立入検査・調査等
条例の見直し規定	搬入期間の上限	処理事業者の責務	協定の締結
施行期日	様式の提出部数	協議等実施の確認	環境保全協力金額
申請について	関係者の責務について	搬入・処理実績の報告	
申請先	知事の責務	処分計画書の提出	
申請内容について	搬入許可通知	協議等完了以前の処理禁止	
申請に必要な書類	協議等状況の公表		

表 3-2：申請内容および必要書類の項目

申請内容について			申請に必要な書類	
種類	搬入期間	排出工程	事前協議書・届出書	関係業者の許可証
性状	搬入経路	発注先概要	排出事業者の業務内容を明らかにする書類	対象産廃等の写真
数量	自己か委託か(搬入・処理)	排出事業者・事業場の概要	性状を明らかにする書類	委託許可書・契約書
搬入理由(目的)	処分方法		排出工程図	
搬入方法	処分事業者の概要		搬入経路図	

共通項目について、特に説明が必要と思われるものについては以下に示す。

目的：流入抑制措置に関する制度を施行した目的に関する記述

用語定義：条例等本文中に出てくる用語の定義に関する記述

規則等への委任：条例等の内容とは別に、さらに詳しい内容を規則で定める旨の記述

条例の見直し規定：条例等施行から一定期間経過後に内容を見直すという記述

施行期日：条例等が施行される期日の記述

申請先：事業者が事前協議書等を提出する相手に関する記述

受入基準：具体的に搬入可能な産業廃棄物の数値等の基準に関する記述

搬入期間の上限：一回の協議等の有効期限に関する記述

搬入許可通知：知事が当該事業者に対して行う搬入許可に関する記述

要綱・申請内容の遵守：事業者は県外産業廃棄物を搬入，処理する際に搬入先自治体の産業廃棄物処理に関する条例等および当該事前協議の内容を遵守しなければならないという記述

協議等実施の確認：処理事業者は協議等が行われていることを確認してからでないといふ県外産業廃棄物を処理してはいけないという記述

立入検査・調査等：協議等に係る立入検査・調査等に関する記述

協定の締結：事前協議等完了後に自治体と事業者で結ぶ協定に関する記述

発注先の概要：排出事業者が建設工事現場である場合の発注先の概要

排出工程図：当該産業廃棄物が排出され，処理されるまでの工程を示した図

委託許可書・契約書：委託して搬入・処理を行う場合，その委託に関する契約書等

3-6 アンケート内容

アンケート票の内容は3-5 で示した共通項目の中からいくつかを選んだ。アンケート票の質問内容、回答方法を表3-3に示す。また表3-3に示すものはアンケート調査票の中から自治体の施行実態に関する項目のみ抜粋して記載している。

表3-3：施行実態に関するアンケート内容(n=26)

アンケート内容		回答方法	
条例等の概要			
1	条例等名称	記述式	—
2	条例等制定年月日	記述式	—
3	参考自治体の有無	選択式	単数回答
4	参考自治体とその理由	記述式	—
5	条例等見直しの有無	選択式	単数回答
6	見直しの回数と内容	記述式	—
流入抑制措置の概要			
7	流入抑制措置の種類	選択式	複数回答
8	流入抑制措置が適用される処分	選択式	単数回答
9	流入抑制措置の制定目的	選択式	複数回答
10	搬入期間の上限の有無	選択式	単数回答
11	搬入期間の上限期間	記述式	—
12	期間の上限を超えた場合の手続きについて	選択式	単数回答
環境保全協力金について			
13	環境保全協力金に関する協定の有無	選択式	単数回答
14	環境保全協力金の金額及び使途	記述式	—

3-7 結果および考察

3-7-1 条例等の施行時期

各自治体のHPおよびアンケート調査の結果より、現行の流入抑制措置に関する条例等の施行数の推移を図3-1に、各自治体の制定年を表3-4に示す。ただし自治体によっては県外産業廃棄物に対する流入抑制措置に関する単独の条例等がなく、既存の廃棄物関連の条例等(北海道循環型社会形成の推進に関する条例、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱など)へ流入抑制措置の項目を追加している場合がある。そういった場合は条例等本文から流入抑制措置の導入年は把握できないため、アンケート調査票による調査を行った。よって既存条例への項目追加の場合で、かつアンケート調査で返信のなかった自治体は表3-4には記載されていない。

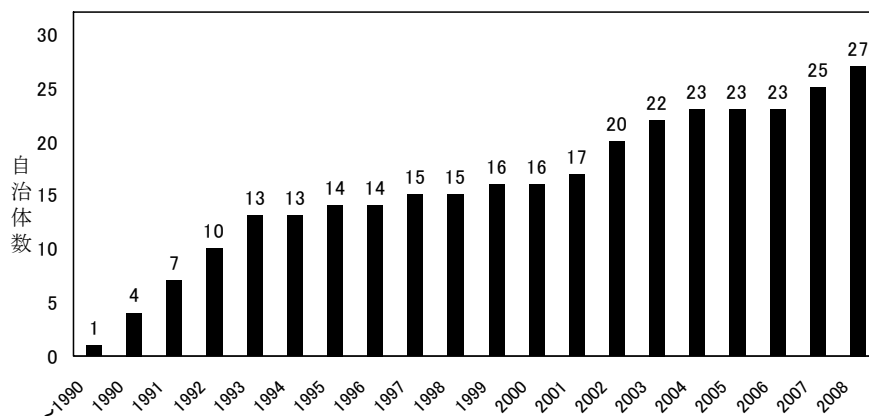


図 3-1：県外産業廃棄物流入抑制措置実施自治体の推移

表 3-4：各自治体の現行条例施行年

1990年 山形県 千葉県 広島県	1991年 長野県 高知県 愛媛県	1992年 栃木県 佐賀県 宮崎県	1993年 島根県 徳島県 長崎県	1994年	1995年 富山県	1996年	1997年 和歌山県	1998年	1999年 岐阜県
2000年	2001年 香川県	2002年 秋田県 青森県 岩手県	2003年 埼玉県 愛知県	2004年 福島県	2005年	2006年	2007年 茨城県 静岡県	2008年 北海道 三重県	

各自治体で流入抑制措置に関する現行の条例等が施行されたのは、1990年に香川県豊島で発生した大規模不法投棄問題の影響を受けていると考えられる(問題の発生した香川県は2001年となっているが、現行の条例以前の要綱等はそれよりも前に制定されている。)。しかし近年でも新たに条例等を制定あるいは廃止した自治体の両者が存在することから、県外産業廃棄物の流入抑制措置については各自治体での考え方が様々であることがうかがえる。

3-7-2 各自治体の共通項目記載数および記載率

流入抑制措置を施行している34自治体を対象に記載されている条例項目を抽出し、共通項目記載数および共通項目記載率(=(条例等に記載されていた共通項目数/条例等の共通項目28項目)×100)を明確にした。また各類型は仕組み自体に違いがある点を考慮し、それぞれの項目は別々に集計した。事前協議制度の共通項目記載数を図3-2に、共通項目記載率を図3-3に示す。また以降各類型の同様の図で共通項目記載数の平均を赤点線で示す。

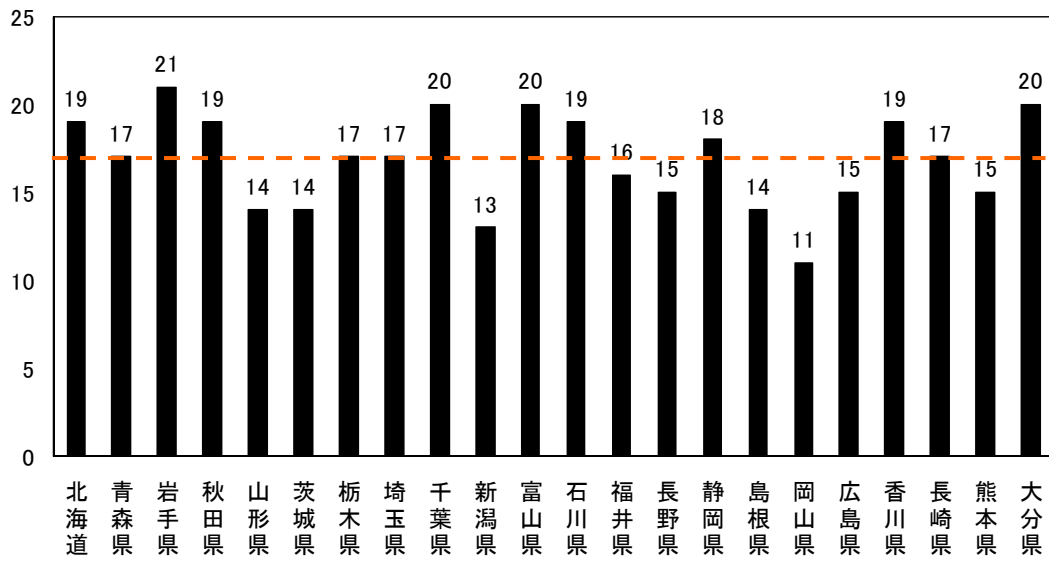


図 3-2：事前協議制度の共通項目記載数

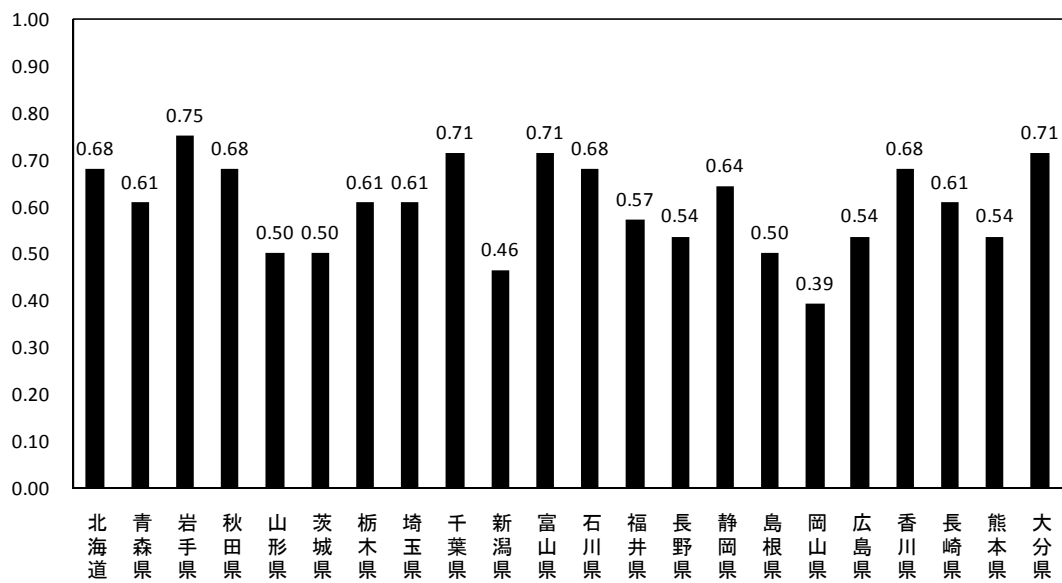


図 3-3：事前協議制度の共通項目記載率

事前協議制度を施行している自治体の共通項目記載数の平均は約 16.8 項目であった。条例等の記載項目数の平均を超えた自治体は 22 自治体中 13 自治体であった。共通項目記載率は最も高い自治体で 75%、最も低い自治体で 39%であった。

次に届出制度の共通項目記載数を図 3-4、共通項目記載率を図 3-5 にそれぞれ示す。

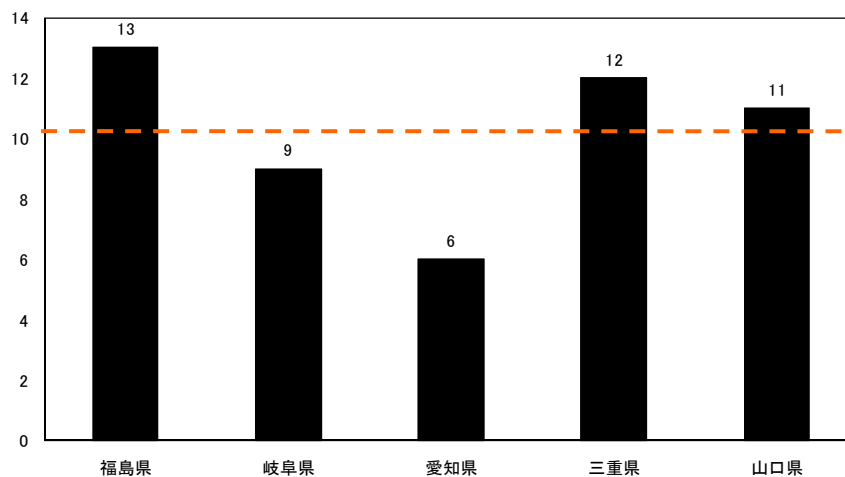


図 3-4：届出制度の共通項目記載数

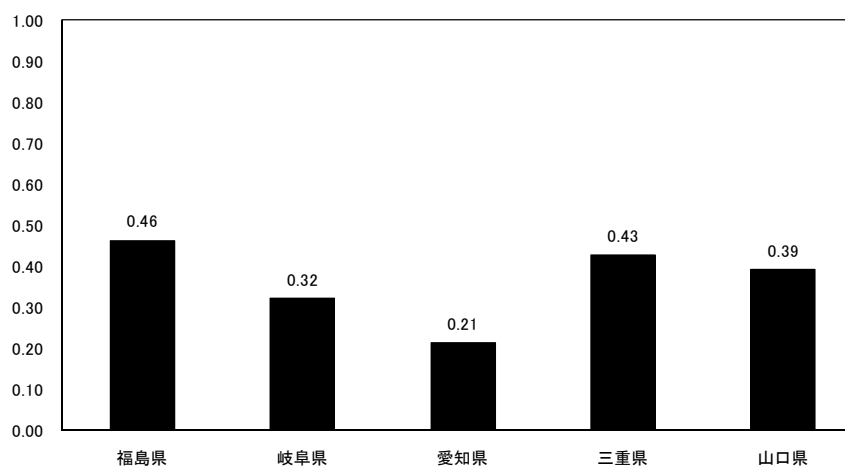


図 3-5：届出制度の共通項目記載率

届出制度を施行している自治体の共通項目記載数の平均は 10.2 項目。また共通項目記載数の平均を超えた自治体は 5 自治体中 3 自治体であった。共通項目記載率の最高が 46%、最低が 21%と共通項目記載数・記載率ともに事前協議制度を施行している自治体よりも低いという結果になった。

次に原則禁止の共通項目記載数を図 3-6、共通項目記載率を図 3-7 にそれぞれ示す。

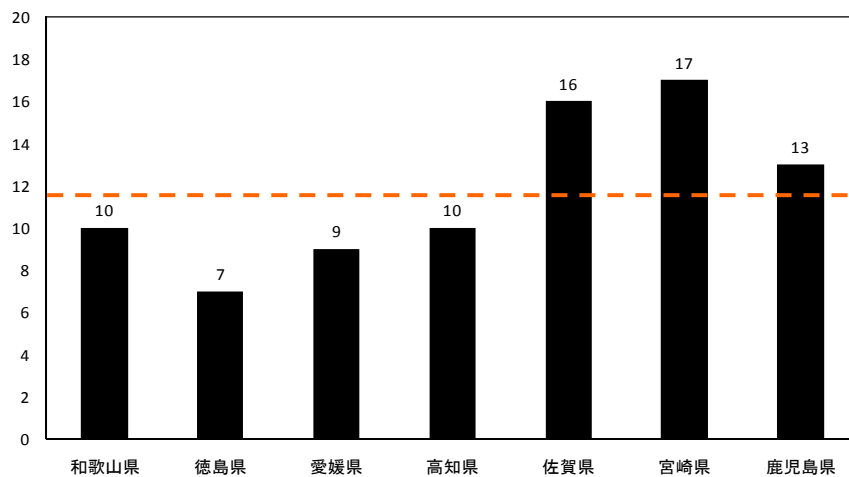


図 3-6：原則禁止の共通項目記載数

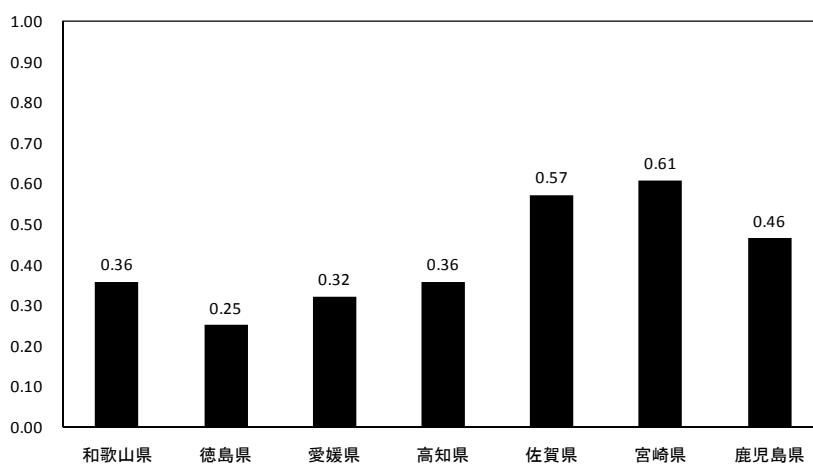


図 3-7：原則禁止の共通項目記載率

原則禁止を施行している自治体の記載項目数の平均は 11.5 項目。また共通項目記載数の平均を超えた自治体は 7 自治体中 3 自治体であった。記載率の最高は 61%，最低は 25%であった。

共通項目記載数の平均では事前協議制度が最も多く、次いで原則禁止、届出制度となっていた。届出制度は申請方法そのものの仕組みが他と異なることからこの様な結果になったと推測する。

3-7-3 条例等施行に関する項目の考察

この項目では3-5に記載した条例本文中に記載されている共通項目の集計および調査票の内容をもとに条例施行に関して明確にしていく。

3-7-3-1 条例等の制定について

条例等の制定時期を見ていくと、3-7-1に記載したように、1990年の香川県豊島での大規模不法投棄問題をきっかけとして各自治体で条例等の制定がされたことが推測される。そういった経緯を含め、各自治体が条例等制定時に他の条例等を参考にしたかどうかの実態を明らかにするため調査票による調査を行った。表3-5、図3-8に参考条例等の有無の回答結果を示す。

表 3-5：参考条例等の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	10	38
無	9	35
不明	7	27
合計	26	100

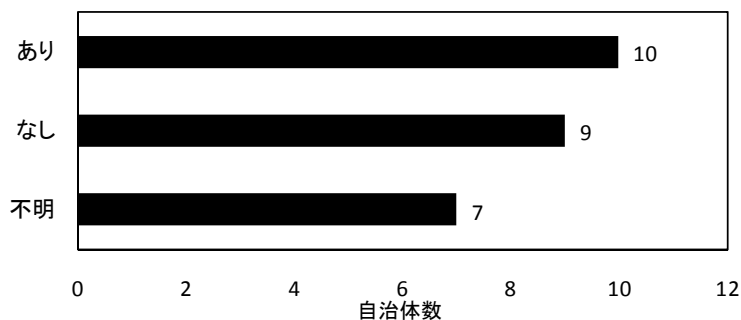


図 3-8：参考条例等の有無(n=26)

表3-5より、既存条例等を参考にしたと回答した自治体は26自治中10自治体であり、その10自治体が参考にした自治体の内訳を表3-6、図3-9に、その理由についての回答結果を表3-7に示す。

10自治体中、具体的な参考自治体の回答を得ることができた自治体は8自治体であった。その8自治体中、当時先進的に県外産業廃棄物の流入抑制措置に取り組んでいた香川県を参考にした自治体が3自治体と最も多く、次いで全国の自治体で導入されている流入抑制措置あるいは自県でそれ以前に制定されていた要綱を参考にし、自県の抱える問題に上手く対処できる条例づくりを進めた自治体が2自治体、近隣で同じ流入抑制措置の類型を施行しているという理由で岐阜県を参考にした自治体が1自治体であった。

表 3-6：参考自治体の内訳(n=10)

	回答自治体数	回答率(%)
香川県	3	30
全国	2	20
自県要綱	2	20
岐阜県	1	10
非回答	2	20
合計	10	100

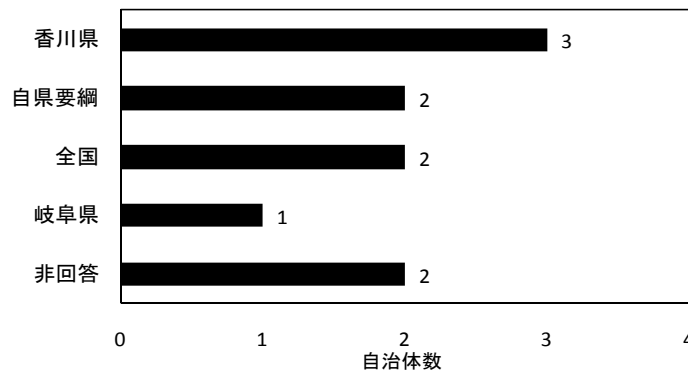


図 3-9：参考自治体の内訳(n=10)

表 3-7：参考自治体とその理由(n=8)

参考自治体	自治体	理由
香川県	I県	県外排出事業者の事前協議に関する先進事例であったため。
	S県	平成3年に産業廃棄物処理等指導要綱を制定されており、当時の直近の先例として参考になったため。
	E県	平成2年に大規模な不法投棄事件があったことを契機とし、同様の事案を未然に防ぐため、当該自治体の先行事例を参考とした。
岐阜県	M県	従来は事前協議制度であったが、近県で届出制度を採用していたG県を参考にした。
全国	T県	当時の全国の条例・要綱制定状況とその内容について調査検討し、本県の要綱策定にあたり参照した。
	H県	既存条例を参考に自県の地域特性を生かした条例を制定するため。
自県要綱	SA県	条例制定にあたっては全国規模の調査を実施、しかし自県の従来指導要綱をもとに事前協議を条例に盛り込んだ。
	IA県	本県では、県外からの産業廃棄物の搬入に係る事前協議について、条例制定以前から別途要項で規定しており、当該要項を参考にした。(要項の規定は、その後削除。)

3-7-3-2 条例等の制定目的について

各自治体の条例等本文を見ると記載率 100%の項目がいくつかあった。そのひとつが流入抑制措置に関する条例等を施行した目的についての項目である。条例等を施行するにあたり流入抑制措置に関わらず、全ての条例等に慣例的に記載されている項目といえる。流入抑制措置に関する独自の条例等の場合は流入抑制措置を導入する目的について記載されているものの、既存の条例等に追加して施行された場合はその自治体における産業廃棄物の処理全体にかかる目的が記載されている。こういった場合条例等本文からはその目的を明確にすることは困難と考え、実態を明らかにするため調査票での調査を行った。表 3-8 および図 3-10 に、流入抑制措置に関する条例等制定の目的を示す。

表 3-8：流入抑制措置導入の目的(n=26)(複数回答可)

	回答自治体数	回答率(%)
県外産廃適正処理の推進	24	92
生活環境保全	15	58
不法投棄防止	9	35
最終処分場の確保	6	23
資源の有効利用	2	8
その他	2	8

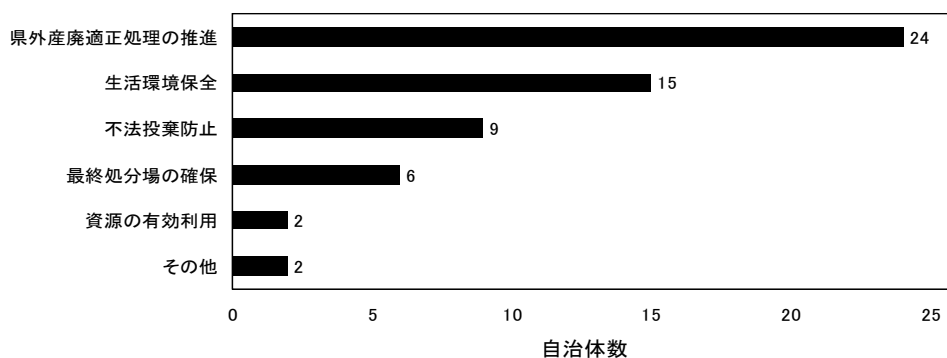


図 3-10：流入抑制措置導入の目的(n=26)(複数回答可)

流入抑制措置に関する条例等施行の一番の目的は「県外産業廃棄物適正処理の推進」であった。当初県外産業廃棄物による大規模不法投棄問題を発端に制度の制定が図られたが、現在では不法投棄防止を目的としていると答えた自治体は全体の 35%にとどまり、不法投棄防止を目的としていると言うよりは、県外から搬入される産業廃棄物の概要を自治体がきちんと把握し、事業者には指導や助言をすることで適正な処理をさせるための制度としての意味合いが強いようだ。その他の条例等制定目的を表 3-9 に示す。

表 3-9：その他の条例等制定目的(自由記述式)

自治体	目的
Y県	県民感情に配慮し、県外からの搬入状況の確認及び搬入量の規制。
H県	県内で生じる産業廃棄物の適正処理に対する阻害防止。

3-7-3-3 流入抑制措置の対象となる搬入目的について

各自治体によって流入抑制措置の対象となる搬入の目的は異なる。アンケート調査票での調査で返信のあった 26 自治体の搬入目的を表 3-10 および図 3-11 に示す。

表 3-10：流入抑制措置の対象となる搬入目的(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
中間・最終両方	21	81
最終処分のみ	3	12
中間処理のみ	2	8
合計	26	100

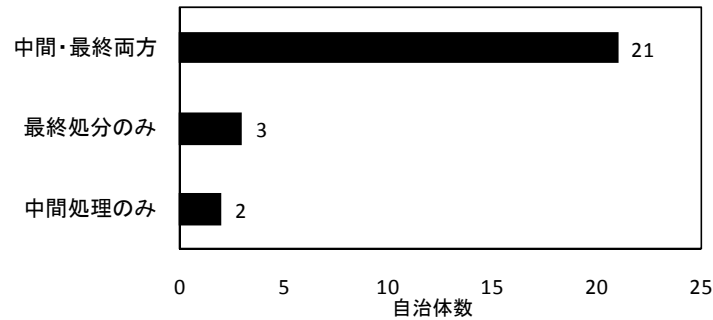


図 3-11：流入抑制措置の対象となる搬入目的(n=26)

搬入目的が中間処理であろうと最終処分であろうと、県内に県外産業廃棄物を搬入する際には事前協議等が必要と答えた自治体が約 80%と圧倒的に多かった。中間処理目的または最終処分目的いずれかのみにかかる協議等はわずかであり、その自治体の産業廃棄物処理事情に合わせて選択され施行されているようだ。

3-7-3-4 用語定義について

各自治体の条例等に記載されていた条例中に使用される用語の定義を表 3-11、表 3-12、表 3-13、表 3-14 の 4 つに分けて示す。ただし既存の条例等に流入抑制措置の項目を追加している自治体の場合、用語定義には流入抑制措置には直接関係のない用語も含まれている。よって、そういった条例等は流入抑制措置に関する記述のみを示す。

表 3-11：条例等に出てくる用語の定義①

自治体	用語	定義
北海道	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
青森県	県外産業廃棄物	県外に所在する事業場において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車及び同条第四項に規定する特定再資源化物品であるものを除く。)をいう
	産業廃棄物処理事業者	法第十四条第一項又は第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
	特別管理産業廃棄物処理事業者	法第十四条の四第一項又は第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者をいう。
岩手県	記述なし	
秋田県	県外産業廃棄物	県外に所在する事業場において生じた廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車又は同条第四項に規定する特定再資源化物品である産業廃棄物を除く。)
	県外排出事業者	県外産業廃棄物を排出する事業者(法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む)をいう。
	産業廃棄物処理事業者等	法第十四条第一項若しくは第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第十二条第三項若しくは第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託できる者をいう。
山形県	県外産業廃棄物	県外所在の事業場から排出される産業廃棄物をいう。
福島県	—	この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。))において使用する用語の例による。
茨城県	—	この要項において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))及び条例で使用使用する用語の例による。
栃木県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	県外排出事業場	産業廃棄物を排出する県外の事業場、工場、工事現場等をいう。
	県外産業廃棄物	県外排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
	最終処分業者	産業廃棄物の最終処分を業として行うことについて、法第14条第6項又は第14条の2第1項の規定により栃木県知事の許可を受けた者をいう。
	収集運搬業者	産業廃棄物の収集運搬を業として行うことについて、法第14条第1項又は第14条の2第1項の規定により栃木県知事の許可を受けた者をいう。
埼玉県	指定産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、建設系廃棄物である廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボードをいう。
	建設系廃棄物	日本標準産業分類の大分類D(建設業)に該当する事業者が行う工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	県外に所在する排出事業場から排出される指定産業廃棄物をいう。
	排出事業場	工場、工事現場、その他事業活動に伴って産業廃棄物を排出する施設又は場所をいう。
	処理施設	産業廃棄物処分業者又は排出事業者が有する中間処理施設をいう。ただし、排出事業者が有する施設にあっては、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。
	収集運搬業者	法の規定に基づき排出事業場を管轄する都道府県知事(法第24条の2第1項の規定により、政令で定める市の長が事務を行う場合にあっては、当該市の長)の許可及び埼玉県知事の許可を受け、産業廃棄物を収集運搬する者をいう。
	処分業者	法の規定に基づき埼玉県知事の許可を受け、産業廃棄物を中間処分する者をいう。
	廃棄物再生事業者	法の規定に基づき埼玉県知事の登録を受け、廃棄物の再生を業として営んでいる者をいう。
	優良性評価制度適合事業者	法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の4第3項に定める基準に適合する者として埼玉県知事の確認を受けた者をいう。
	特定事業者	県内の処理施設における県外産業廃棄物の処理見込量が、事業年度当たり400トン以上の排出事業者をいう。
事業年度	4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。	
千葉県	産業廃棄物	法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
	排出事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
	排出事業場	工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。
	県外産業廃棄物	産業廃棄物のうち千葉県外の排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
	産業廃棄物処理施設	法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設(産業廃棄物積替・保管施設を除く。)をいう。
	処理業者	千葉県内で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことについて、法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定により許可を受けた者をいう。
	処分業者	処理業者のうち千葉県内に産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。

表 3-12：条例等に出てくる用語の定義②

自治体	用語	定義
新潟県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	特定物	使用済タイヤ(自動車用タイヤのうち、本邦において運行の用に供することができないものをいう。)その他の規則で定めるものであって法第2条第1項に規定する廃棄物に該当しないものをいう。
富山県	県外産業廃棄物	県外の排出事業場から生ずる産業廃棄物をいう。
	県外排出事業者	県外産業廃棄物を排出する排出事業者(法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物を排出する場合にあっては、同項に規定する中間処理業者)をいう。
石川県	搬入	県外産業廃棄物を県内において処分するため、自ら又は処理業者に委託して、県内に運搬することをいう。
	県外産業廃棄物	県外の排出事業場から生ずる産業廃棄物をいう。
	県外排出事業者	県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を、自ら又は処理業者に委託して、県内に所在する処理施設で処理するものをいう。
福井県	搬入	県外産業廃棄物を県内において処分し、又は積み替えし、若しくは保管するため県内に搬入することをいう。
	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	排出事業者	事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者をいう。
	排出事業場	事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業場をいう。
	処理業者	法第14条第1項もしくは第6項または第14条の4第1項もしくは第6項の許可を受けて、産業廃棄物の収集もしくは運搬または処分を業として行い、または行おうとする者をいう。
	事業者等	排出事業者および処理業者をいう。
	処理施設	法第15条第1項の産業廃棄物処理施設、保管積替施設(事業者等が産業廃棄物の保管または積替えを行う施設をいう。以下同じ。)その他産業廃棄物を処理する施設をいう。
長野県	県外事業者	県外において自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
	県外産業廃棄物	県外の排出事業場(工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。以下同じ。)から排出された産業廃棄物をいう。
	最終処分	産業廃棄物を埋立処分することをいう。
	最終処分事業者	産業廃棄物の最終処分を業として行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第4項、第14条の2第1項、第14条の4第4項又は第14条の5第1項の規定による知事の許可を受けた者をいう。
	最終処分場	産業廃棄物の最終処分を行う施設をいう。
岐阜県	記述なし	
静岡県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	産業廃棄物処理業者	法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
愛知県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	産業廃棄物処理業者	法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
	産業廃棄物の不適正な処理	法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
三重県	—	この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。)において使用する用語の例による。
和歌山県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	事業者	産業廃棄物を排出する事業者をいう。
	産業廃棄物処理業者	法第14条第1項若しくは第4項又は法第14条の4第1項若しくは第4項により知事の許可を受けて、県内に置いて産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。
島根県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	島根県の区域外の事業場等から排出される産業廃棄物をいう。
	処理施設	法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(移動して処理することを目的とするものを除く。)をいう。
	排出事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者をいう。
	処分業者	法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可を受けている者をいう。
岡山県	事業者等	排出事業者及び処分業者をいう。
	記述なし	

表 3-13：条例等に出てくる用語の定義③

自治体	用語	定義
広島県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	排出事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
	県外産業廃棄物	広島県の区域外の事業場(工事現場を含む。)から排出される産業廃棄物をいう。
	県内搬入処理	県外産業廃棄物を広島県の区域内(広島市、呉市及び福山市を除く。以下同じ。)へ収集運搬し、処分することをいう。
	中間処理	産業廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させるため及び減量化するため、焼却、中和又は破碎等の処理を行うことをいう。
	最終処分	産業廃棄物を生活環境保全上支障がない方法で適切に埋立処分すること及び海洋投入処分することをいう。
	排出事業場	県内搬入処理しようとする産業廃棄物が排出される県外の事業場をいう。
	収集運搬業者	産業廃棄物を収集運搬するため、法の規定により排出事業場を管轄する都道府県知事等及び広島県知事の許可を受けた者をいう。
	処分業者	産業廃棄物を処分するため、法の規定により広島県知事の許可を受けた者をいう。
	処理業者	産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者をいう。
地域事務所長	産業廃棄物が県内搬入処理される施設を管轄する県地域事務所長をいう。	
山口県	不適正な処理	廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準(以下「産業廃棄物処理基準」という。)若しくは同条第2項の産業廃棄物保管基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)又は廃棄物処理法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準(以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。)若しくは同条第2項の特別管理産業廃棄物保管基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
徳島県	産業廃棄物	政令第2条及び第2条の4に規定する産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
香川県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	県外において生じた産業廃棄物をいう。
	循環的な利用	循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。
愛媛県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	排出事業者	産業廃棄物を排出する事業者をいう。
	処理業者	法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、知事の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
	事業者等	排出事業者及び処理業者をいう。
	県外産業廃棄物	県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
高知県	処理施設	法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
	産業廃棄物	法第2条第4項及び第5項に規定する産業廃棄物をいう。
	事業者	産業廃棄物を排出する事業者をいう。
	産業廃棄物処理業者	法第14条第1項又は第4項及び第14条の4第1項又は第4項の規定による許可を受けようとする者及び既に許可を受けている者(以下「処理業者」という。)をいう。
	産業廃棄物の処理	産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。
	中間処理	産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。
	中間処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設及び処理業者が業の用に供するために設置する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設をいう。
	最終処分場	政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
	事前協議書	第7条第1項に規定する協議書をいう。
佐賀県	産業廃棄物	法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	佐賀県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
	排出事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
	排出事業場	工場その他の事業活動に伴い産業廃棄物を排出する施設及び工事現場をいう。
	県外排出事業者	県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物について、県内の処分業者に処分を委託するもの又は県内において自ら処分するものをいう。
	処理	収集、運搬又は処分をいう。
	処理業者	法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
	処分業者	処理業者のうち、県内において処理施設を設置し、中間処理又は最終処分を業として行う者をいう。
	事業者等	排出事業者及び処理業者をいう。

表 3-14：条例等に出てくる用語の定義④

自治体	用語	定義
長崎県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物(法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を含む。)をいう。
	処理	収集、運搬又は処分をいう。
	処理業者	法第14条第1項又は法第14条の4第1項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集若しくは運搬を業として行っている者又は行おうとする者及び処分業者をいう。
	処分業者	法第14条第6項又は法第14条の4第6項の規定により知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の処分を業として行っている者又は行おうとする者をいう。
	県外産業廃棄物	長崎県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
	県外排出事業者等	次に掲げる者をいう。 ア 県外において排出事業場を有する排出事業者であって、当該排出事業場から生ずる産業廃棄物を県内において自ら又は処理業者に委託して処分し、又は保管する者 イ 法第12条第3項に規定する中間処理業者であって、県外において自ら行った処分に係る法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物を県内において自ら又は処理業者に委託して処分し、又は保管する者
	事業者等	排出事業者及び処理業者をいう。
	委託契約書	政令第6条の2第3号(政令第6条の6第2号においてその例によることとされる場合を含む。)に適合した委託契約書をいう。
熊本県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	排出事業者	その事業(産業廃棄物の処理に係る事業を含む。)活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。
	処理業者	知事又は市長の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
	中間処理	産業廃棄物の再生利用、減量化、中和、無害化等中間的な処分をすることをいう。
	最終処分	産業廃棄物を埋立処分し、又は海洋投入処分することをいう。
	県外排出事業者	熊本県の区域外に排出事業場を有する排出事業者をいう。
	県外産業廃棄物	熊本県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
大分県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	県外において生じた産業廃棄物をいう。
	産業廃棄物処理業者	法第十四条第一項若しくは第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第十二条第三項若しくは第十二条の二第三項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託できる者をいう。
	県外排出事業者	その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者(法第十二条第三項に規定する中間処理業者を含む)をいう。
宮崎県	産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物	宮崎県外で排出される産業廃棄物をいう。
	排出事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者(法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む。)をいう。
	県外排出事業者	宮崎県外に排出事業場を有する排出事業者であって、当該事業場から排出される産業廃棄物について、宮崎県内において自ら又は処理業者に委託して処分し、又は保管しようするものをいう。
	処理施設	法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他産業廃棄物を処分し、又は保管する施設をいう。
	処理	産業廃棄物の収集、運搬又は処分をいう。
	収集運搬業者	法第14条第1項又は第14条の4第1項の規定による宮崎県知事(以下「知事」という。)の許可を受けて、宮崎県内において産業廃棄物の収集又は運搬を業として行っている者をいう。
	処分業者	法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による知事の許可を受けて、宮崎県内において産業廃棄物の処分を業として行っている者をいう。
	処理業者	収集運搬業者及び処分業者をいう。
	事業者等	排出事業者及び処理業者をいう。
鹿児島県	産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
	処理	収集、運搬、中間処理(埋立処分又は海洋投入処分に先立って行われる破碎、焼却等の人為的操作をいう。以下同じ。)又は埋立処分若しくは海洋投入処分をいう。
	処分	中間処理又は埋立処分をいう
	事業者	自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
	県外産業廃棄物	鹿児島県の区域以外の地域にある事業場(工事現場を含む。以下同じ。)から排出される産業廃棄物をいう。
	県外産業廃棄物の搬入	県外産業廃棄物を鹿児島県の区域内において処分し、又は保管するため、当該区域内に搬入することをいう。

34 自治体の条例等のうち県外産業廃棄物に関する記載があった自治体は岩手県，岐阜県，岡山県を除く 31 自治体であった。記載内容および記載自治体数，記載率を表 3-15 に示す。

表 3-15：用語定義の記載項目および記載自治体数，記載率(n=34)

記載項目	記載自治体数	記載率(%)
産業廃棄物	20	59
県外産業廃棄物	20	59
処理事業者	15	44
県外排出事業者(場)	10	29
排出事業者(場)	10	29
事業者(等)	9	26
処理施設	7	21
処分事業者	7	21
処理	4	12
収集運搬事業者	4	12
中間処理	2	6
最終処分	3	9
搬入	3	9
最終処分場	2	6
不適切な処理	2	6
最終処分事業者	2	6

用語定義で最も記載数の多かった項目は「産業廃棄物」，「県外産業廃棄物」についての定義であり，次いで処理事業者および県外排出事業者についての項目であった。またこの他に 1 自治体でのみ記載されていた項目は，指定産業廃棄物・建設系廃棄物・特定事業者・廃棄物再生事業者・優良性評価制度適合事業者・事業年度(埼玉県)，特定物(新潟県)，県内搬入処理・地域事務所長(広島県)，循環的な利用(香川県)，事前協議書(高知県)があった。

3-7-3-5 条例等の見直しについて

条例等の見直しをどのくらいの頻度で行っているのかを調査した。条例等の中に条例等の見直しに関する記載がある自治体は 34 自治体中 3 自治体であった。しかし，条例等に記載されていなくても実際には条例等の見直しを行っている自治体があると考え，調査票での調査で明確にした。条例等見直しの有無について表 3-16 に示す。調査の結果，実際には 26 自治体中 16 自治体は何らかの見直しを行っていた。

表 3-16：条例等見直しの有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	16	62
無	10	38
合計	26	100

次に実際に各自治体が見直しを行った際の内容について表 3-17 に示す。2002 年に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律などのように，他の法律等による別の規制が加えられている場合に流入抑制措置に関する条例内では対象外とするという見直し(SA 県，

A 県, AA 県, Y 県, I 県)が多いようだ. その他にも協議等の対象搬入量の変更(K 県, TA 県)などの協議内容に関する見直しから, 条例等文中の文字の変更など軽微な見直し(E 県)の場合もあった.

表 3-17 : 条例等見直し内容(n=16)(自由記述式)

自治体	見直し内容
K 県	・事前協議の対象とする県内への年度間搬入量を、10t以上から500t以上とした。 ・事前協議を行う県外排出事業者が中間処理業者の場合、搬入を認めないとしていたが一定の基準を設けて認めることとした。
S 県	・廃棄物の再生事業者や優良性評価制度適合者に係る特例措置の創設
T 県	・事前協議制度から届出制度へ変更(中間処理のみ) 等
N 県	・排出から最終処理までの全工程のフロー提出の義務付け 等
W 県	・承認までの期間の迅速化を図るため、本庁で行っていた承認事務を各保健所で行うことに変更した。
TA 県	・県外産業廃棄物を排出する排出事業者が産業廃棄物を搬入しようとする場合であっても、搬入計画量が100トン未満であるときは原則として事前協議の対象外とした。 ・排出事業場の前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上(特別管理産業廃棄物は50t以上)である場合は、搬入量の減量化の計画を記載することとした。 ・県外産業廃棄物を処分しようとする処理業者は、毎年2月28日までに、その翌年度に処分しようとする県外産業廃棄物の種類ごとの量等を記載した県外産業廃棄物処分計画書を知事に提出することとした。
TB 県	・組織改編による協議手続きの変更 ・協議書 記載事項及び添付書類の見直し ・定期的な処理実施状況報告の義務化 ・勧告事由に、偽りその他不正の手段で承認を受けた場合等の追加
SA 県	・法改正に伴う条ずれ ・県外産業廃棄物の処分に関する事前協議の承認を受けた排出事業者について実績報告を求めることにしていたが、廃止
A 県	・使用済み自動車の再資源化等に関する法律に規定する使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品については、同法律で適正に処理することが担保されることから、事前協議の対象からはずした。
AA 県	・使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車又は同条第4項に規定する特定再資源化物品である産業廃棄物を事前協議対象外とする。
Y 県	・自動車リサイクル法に基づく使用済自動車等、家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器及びPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物については、県外搬入事前協議及び県外搬入実績報告を不要とした。 ・県外搬入事前協議の添付書類について、適正処理の観点から、処分業者との契約書写しの他、収集運搬業者との契約書の写しも求めることとした。
M 県	・県外産業廃棄物の搬入に関する事前協議制を定めた「県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を制定。 ・同要綱の内容を一部修正 ・「生活環境の保全に関する条例」制定にあたり、事前協議制から届出制に改定。 ・「産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」制定にあたり「生活環境の保全に関する条例」から移行。また、周辺地域住民の不安感解消と適正処理推進のために、指定特別管理産業廃棄物の搬入について届出義務を課した。
I 県	・使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、使用済自動車等を搬入事前協議の対象から除くこと。 ・県外排出事業者等が循環型地域社会の形成に関する条例に規定する格付け等を取得している産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合における搬入事前協議に係る搬入期間の特例について定めること。 ・県外産業廃棄物の搬入の実績の公表について定めること。
O 県	・第20条第1項から5項までの規定は、前項の承認の更新について準用するよう改正した。 ・県内搬入協議の対象から、環境省が認定した広域的処理に伴う廃棄物の移動に関するものの除外規定を設けるとともに、0市及びK市内に搬入されるものに関しては、両市に協議するものであるため、除外した。 ・ダイオキシン類に関する分析証明書書の添付を求める、及び既存の規定で明確でなかった取扱いについて規定の訂正及び追加 ・県内搬入協議に関して、減少や短縮の場合に協議が不要である旨の規定を設けた。
H 県	・要綱第4条第2項(7)の追加等
E 県	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う見直しであり、字句など表現の軽微な見直しに留まる。

3-7-3-6 協議および届出先について

流入抑制措置についての申請先を明確にするため条例等を調べたところ、34 自治体全てにおいて申請先に関する内容が明記されていた。申請先の内訳は表 3-18 に示す。またその他の項目の内容には「環境森林事務所長または環境管理所長」、「産業廃棄物指導課長」、「地域事務所長」、「保健所長」、「保健所長経由で知事に提出」の5つが記載されていた。

表 3-18：申請先の内訳(n=34)

	自治体数	割合(%)
知事	29	85
その他	5	15
合計	34	100

3-7-3-7 搬入期間の上限について

搬入期間の上限を明確にするため条例等本文から調べたところ、記載されていたのは 34 自治体中 7 自治体であった。しかしアンケート調査票の調査では返信のあった 26 自治体の内、実際には 22 の自治体で搬入期間の上限があることが分かった。搬入期間の上限の有無を表 3-19 に示す。また搬入期間の上限を、中間処理に関する搬入については表 3-20 に、最終処分に関する搬入については表 3-21 に示す。

表 3-19：搬入期間の上限の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	22	85
無	4	15
合計	26	100

表 3-20：中間処理目的の搬入期間上限(n=22)

	回答自治体数	回答率(%)
1年	13	59
2年	3	14
3年	2	9
5年	2	9
案件ごとに判断	2	9
合計	22	100

表 3-21：最終処分目的の搬入期間上限(n=22)

	回答自治体数	回答率(%)
1年	16	73
3年	2	9
2年	1	5
5年	1	5
案件ごとに判断	2	9
合計	22	100

中間処理目的、最終処分目的ともに 1 年ごとの継続した申請が求められる自治体が最も多い。中間処理目的の搬入期間の上限の平均は 1.8 年、最終処分目的の搬入期間の上限の平均は 1.45 年と微妙な差ではあるが、中間処理目的よりも最終処分目的の方が搬入期間の上限が短く、頻繁に申請を求められることから各自治体ともに最終処分目的の搬入をより明確に把握したいと推測する。

また搬入期間の上限を超えた場合の手続きについては表 3-22 に示す。ほとんどの自治体で搬入期間を超えた場合、もう一度同様の申請を求めるようだ。搬入期間の上限が 1 年の自治体が多いことを考えると、事業者には 1 年ごとに同じような申請をしなければならないという点で事務的負担が増加すると考えられる。

表 3-22：搬入期間の上限を超えた場合の手続き(n=22)

	回答自治体数	回答率(%)
搬入当初と同様の手続き	17	77
搬入当初よりも簡易な手続き	4	18
その他	1	5
合計	22	100

その他の項目には、「原則として搬入当初と同様の事前協議を求めるが、期間終了後の搬入量が年間で一定量未満のときは、排出事業者が行う事前協議を要しないこととしている。但し処分業者には廃棄物処分計画書により、県外排出事業場別の予定処分量を報告させている。」という手続きがあった。

3-7-3-8 知事の責務について

搬入時の事業者からの申請に対する知事の責務については 34 自治体中 27 自治体の条例等で記載されていた。知事の責務には、申請に対して受入を許可した場合に事業者に通知する「搬入許可通知」、申請内容の詳細等を県民に対して公表する「協議等状況の公表」があった。それぞれの記載数および記載率を表 3-23 に示す。また「協議等状況の公表」の実施実態については次章 4-6-4 で取り上げる。

表 3-23：知事の責務に関する記載数および記載率(n=34)

	記載自治体数	記載率(%)
搬入許可通知	27	79
協議等状況の公表	6	18

3-7-3-9 県外排出事業者の責務について

県外排出事業者の責務については 34 自治体中 28 自治体の条例等に記載があった。県外排出事業者の責務には、搬入する事業者は搬入先の産業廃棄物関連の要綱および申請内容を遵守する「要綱・協議等内容の遵守」、年度ごとに搬入および処理実績の報告を自治体に対して行う「搬入・処理実績の報告」、申請に対して自治体からの承認を受ける前の搬入を禁止する「協議等完了以前の搬入禁止」があった。それぞれの記載数および記載率を表 3-24 に示す。

表 3-24：県外排出事業者の責務に関する記載数および記載率(n=34)

	記載自治体数	記載率(%)
搬入・処理実績の報告	20	59
協議等完了以前の搬入禁止	17	50
要綱・協議等内容の遵守	6	18

3-7-3-10 処理事業者の責務について

処理事業者の責務については 34 自治体中 23 自治体の条例等に記載があった。処理事業者の責務には、搬入される産業廃棄物が協議等の申請をされているかの確認をする「協議等実施の確認」、年度ごとに搬入および処理実績の報告を自治体に対して行う「搬入・処理実績の報告」、年度ごとにあらかじめ施設ごとの処分計画を自治体に対して報告する「処分計画書の提出」、申請に対して自治体からの承認を受ける前の処理を禁止する「協議等完了以前の処理禁止」があった。それぞれの記載数および記載率を表 3-25 に示す。

表 3-25：処理事業者の責務に関する記載数および記載率(n=34)

	記載自治体数	記載率(%)
協議等完了以前の処理禁止	14	41
搬入・処理実績の報告	12	35
協議等実施の確認	6	18
処分計画書の提出	5	15

3-7-3-11 環境保全協力金について

流入抑制措置制度の中でも事前協議制度を施行している自治体で環境保全協力金という制度を導入している自治体があった。条例等に環境保全協力金に関する記載がされていたのは 34 自治体中 3 自治体であった。その内の 2 自治体と、条例等には記載されていないが環境保全協力金を導入している 1 自治体からのアンケート調査の回答をもとに施行実態を明確にした。表 3-26 にアンケート調査による環境保全協力金の有無を、表 3-27 に環境保全協力金の金額、表 3-28 にその用途を示す。

表 3-26：環境保全協力金の有無(n=26)

	回答自治体数	回答率(%)
有	3	12
無	23	88
合計	26	100

表 3-27：環境保全協力金の金額

搬入目的	金額
再生利用	50円/t
中間処理	200円/t
最終処分	500円/t

環境保全協力金の金額に関しては回答のあった3自治体ともに同じ金額設定であった。これは3自治体が足並みを合わせてこの制度を導入したことが理由である。

表 3-28：環境保全協力金の使途(n=3)

自治体	使途
A県	本県が県外産業廃棄物の適正処理の推進のために行う、監視、指導等に必要となる経費として使用している。
AA県	産廃発生抑制・減量化等事業
I県	産廃の発生抑制、減量化及びリサイクルの促進に係る施策などに充てる。

A県については県外産業廃棄物関連の予算に充てているようだが、残りの2自治体は産業廃棄物全般の予算として使っているようだ。環境保全協力金の詳しい実施実態については次章4-6-7-1で取り上げる。

3-8 まとめ

本章では、流入抑制措置の施行実態を明確にするために、条例等の本文の分析と、流入抑制措置を導入している自治体に対するアンケート調査票による調査を用いた。それらの調査結果のまとめを記す。

まず、流入抑制措置に関する条例等から抽出した共通項目の記載率を76~100%、51~75%、26~50%、0~25%に分類した。結果を表3-29に示す。

表 3-29：流入抑制措置の共通項目記載率

76~100%	目的、用語定義、施行期日、申請先、申請内容について、申請に必要な書類、申請内容の変更、搬入許可通知(知事の責務)、勧告・指導
51~75%	規則等への委任、軽微な変更、搬入・処理実績の報告(県外排出事業者の責務)、勧告内容等の公表
26~50%	申請の例外、様式の提出部数、協議等完了以前の搬入禁止(県外排出事業者の責務)、搬入・処理実績の報告(処理事業者の責務)、協議等完了以前の搬入禁止(処理事業者の責務)、立入検査・調査等
0~25%	条例の見直し規定、搬入期間の上限、協議等状況の公表(知事の責務)、要綱・協議等内容の遵守(県外排出事業者の責務)、協議等実施の確認(処理事業者の責務)、処分計画書の提出(処理事業者の責務)、協定の締結、環境保全協力金額

記載率76~100%に分類された項目の中には、流入抑制措置の制度内容に関する項目と、条例等施行に関する項目が多く記載されている。記載率0~25%に分類された項目には、協定の締結や環境保全協力金など、各自治体の流入抑制措置を特徴付ける項目があった。したがって協議等の記載内容に差異はあるものの、制度の中身自体は類型ごとに非常に似通っていると推測する。また記載率が低い項目には各関係者の責務についての項目が多く、自治体によって県外排出事業者および処理事業者が全うしなければならない責務についても非常に差があるということが分かった。

次に本章の調査の結果，明らかになった点を示す。

1) 事前協議制度を導入している自治体は流入抑制措置を導入している自治体の 65%であった。

現在，何らかの流入抑制措置を実施している自治体は 47 自治体中 34 自治体であり，その内 22 自治体(65%)で事前協議制度が導入されている。次いで原則禁止を導入している自治体が 7 自治体(20%)，届出制度を導入している自治体が 5 自治体(15%)であった。

2) 届出制度は事前協議制度に比べ制約が少ない。

事前協議制度(原則禁止含む)を導入している自治体の条例共通項目記載数は平均 15.6 項目。それに比べ届出制度を導入している自治体の条例共通項目記載数は平均 10.2 項目であり，事前協議制度を導入している自治体よりも制約が少ないと言える。

3) 県外産業廃棄物の適正処理を目的としている自治体が全体の 92%であった。

流入抑制措置は県外産業廃棄物による大規模不法投棄問題を発端として流入を抑制するために導入されたが，現在では当初の目的とは異なり，搬入される県外産業廃棄物の種類や量を自治体が正確に把握し，事業者に適正な処理を促していくことにある。

4) 条例等の見直しを実際に行っている自治体は全体の 62%であった。

条例等本文には記載されていなくても実際には行われている項目として条例等の見直し規定を挙げるができる。条例等の見直し規定については 34 自治体中わずか 3 自治体の条例等にしか記載されていないにも関わらず，実際には全体の 62%にあたる 16 自治体で現在までに見直しが行われていた。しかしこれらの見直しの中には，条例等施行時には想定していなかった事態が発生した場合，突発的に見直しも行っている場合もあると推測できる。

見直しの内容には協議等の内容に関する見直しから，条例等本文の表現の変更など軽微な見直しまで多岐にわたる。

5) 搬入期間の上限を実際に設けている自治体は全体の 85%であった。

34 自治体中 7 自治体において記載されていた項目であったが，実際にはアンケート調査で返信のあった自治体の 85%，22 の自治体において搬入期間の上限が設定されていた。中間処理目的の搬入と最終処分目的の搬入とで上限は変わってくるが，どちらについても搬入期間の上限は 1 年である自治体が最も多かった。期間の終了後に 77%の自治体では新規申請と同様の申請を求めることから，多くの事業者は 1 年ごとに同じ申請を繰り返し行わなければならないことになる。

6) 各事業者の責務に関する共通項目の記載率は最高でも 60%程度であった。

県外排出事業者および県内処理事業者についての責務に関する共通項目は，最も高い記載率の項目が県外排出事業者の「搬入・処理実績の報告」で 59%であった。事業者に求められる責務は「要綱・協議等内容の遵守」など，大半が常識の範囲内という解釈から記載する自治体が少ないのではないかと推測する。